

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	⑥提供方法	⑦時期・頻度
1	厚生労働大臣	番号法第19条第8号及び別表第二の1	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムにより随時
2	全国健康保険協会	番号法第19条第8号及び別表第二の2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムにより随時
3	全国健康保険協会	番号法第19条第8号及び別表第二の2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムにより随時
4	健康保険組合	番号法第19条第8号及び別表第二の3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムにより随時
5	厚生労働大臣	番号法第19条第8号及び別表第二の4	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムにより随時
6	全国健康保険協会	番号法第19条第8号及び別表第二の5	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムにより随時
7	全国健康保険協会	番号法第19条第8号及び別表第二の5	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムにより随時
8	都道府県知事	番号法第19条第8号及び別表第二の9	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムにより随時
9	市町村長	番号法第19条第8号及び別表第二の12	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムにより随時
10	都道府県知事	番号法第19条第8号及び別表第二の15	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムにより随時
11	市町村長	番号法第19条第8号及び別表第二の17	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムにより随時
12	都道府県知事	番号法第19条第8号及び別表第二の22	精神保健及び精神障害福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムにより随時
13	都道府県知事等	番号法第19条第8号及び別表第二の26	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の撤収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムにより随時
14	市町村長	番号法第19条第8号及び別表第二の27	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムにより随時
15	社会福祉協議会	番号法第19条第8号及び別表第二の30	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムにより随時
16	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号及び別表第二の33	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムにより随時
17	国家公務員共済組合	番号法第19条第8号及び別表第二の39	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムにより随時

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	⑥提供方法	⑦時期・頻度
18	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号及び別表第二の42	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムにより随時
19	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法第19条第8号及び別表第二の46	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムにより随時
20	地方公務員共済組合	番号法第19条第8号及び別表第二の58	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムにより随時
21	市町村長	番号法第19条第8号及び別表第二の62	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムにより随時
22	厚生労働大臣	番号法第19条第8号及び別表第二の78	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムにより随時
23	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号及び別表第二の80	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムにより随時
24	都道府県知事等	番号法第19条第8号及び別表第二の87	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムにより随時
25	厚生労働大臣	番号法第19条第8号及び別表第二の88	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムにより随時
26	市町村長	番号法第19条第8号及び別表第二の93	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムにより随時
27	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法第19条第8号及び別表第二の97	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムにより随時
28	独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第8号及び別表第二の106	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムにより随時
29	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号及び別表第二の109	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムにより随時
30	都道府県知事	番号法第19条第8号及び別表第二の120	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムにより随時